

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和3年3月定例会の審議の結果

| 組 合 長 提 出 議 案 | | |
|---------------|--|------|
| 番 号 | 議 案 名 と 内 容 | 結 果 |
| 議案第1号 | 専決処分の承認を求めることについて(匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について) | 認定 |
| 議案第2号 | 令和3年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について | 原案可決 |
| 議案第3号 | 令和3年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦について | 原案可決 |
| 議案第4号 | 令和2年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算(第3号)について | 原案可決 |
| 議案第5号 | 匝瑳市横芝光町消防組合職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 |
| 議案第6号 | 匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 |

令和3年3月定例会

匝瑳市横芝光町消防組合議会
会議録

令和3年2月9日 開会
令和3年2月9日 閉会

匝瑳市横芝光町消防組合議会

令和3年3月定例会

匝瑳市横芝光町消防組合告示第1号

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和3年3月定例会を下記のとおり招集する。

令和3年1月8日

匝瑳市横芝光町消防組合
組合長 太田 安規

記

- 1 日 時 令和3年2月9日(火) 午前10時
- 2 場 所 野栄総合支所2階学習室

匝瑳市横芝光町消防組合議会 令和3年3月定例会 会議録目次

| | |
|------------------------|----|
| 議事日程 | 1 |
| 出席議員 | 2 |
| 事務局職員出席者 | 2 |
| 地方自治法第121条の規定による出席者 | 2 |
| 開会の宣告 | 3 |
| 開議の宣告 | 3 |
| 議席の指定 | 3 |
| 新規選出議員の紹介 | 3 |
| 議長の選挙 | 4 |
| 告知 | 5 |
| 議席の一部変更 | 6 |
| 会期の決定 | 7 |
| 会議録署名議員の指名 | 7 |
| 説明員として通知のあった者の報告 | 7 |
| 報告(第1号)・議案(第1号-第6号)の上程 | 7 |
| 組合長提案理由の説明 | 8 |
| 報告(第1号)の内容説明-質疑 | 10 |
| 議案(第1号)の内容説明-質疑 | 13 |
| 議案(第2号-第3号)の内容説明-質疑 | 14 |
| 議案(第4号)の内容説明-質疑 | 19 |
| 議案(第5号)の内容説明-質疑 | 22 |
| 議案(第6号)の内容説明-質疑 | 23 |
| 議案(第1号-第6号)に対する討論 | 24 |
| 議案(第1号-第6号)に対する採決 | 24 |
| 議長の挨拶 | 25 |
| 閉会の宣告 | 26 |
| 署名議員 | 27 |

令和3年3月定例会

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和3年3月定例会議事日程

2月9日（火曜日）午前10時開会

- 1 開会
- 2 開議
- 3 議席の指定
- 4 議長の選挙
- 5 議席の一部変更
- 6 会期の決定
- 7 会議録署名議員の指名
- 8 報告（第1号）・議案（第1号―第6号）の上程
報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
議案第2号 令和3年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について
議案第3号 令和3年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦について
議案第4号 令和2年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第3号）について
議案第5号 匝瑳市横芝光町消防組合職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
議案第6号 匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 組合長提案理由の説明
- 10 報告（第1号）の内容説明―質疑
- 11 議案（第1号）の内容説明―質疑
- 12 議案（第2号）の内容説明―質疑
- 13 議案（第3号）の内容説明―質疑
- 14 議案（第4号）の内容説明―質疑
- 15 議案（第5号）の内容説明―質疑
- 16 議案（第6号）の内容説明―質疑
- 17 議案（第1号―第6号）に対する討論
- 18 議案（第1号―第6号）に対する採決

19 閉会

出席議員（10名）

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 議長 | 山崎 等君 | 副議長 | 庄内賢一君 |
| 1番 | 栗田剛一君 | 2番 | 石田加代君 |
| 4番 | 宮内康幸君 | 5番 | 林 勝也君 |
| 6番 | 秋山忠史君 | 7番 | 川島 仁君 |
| 9番 | 秋鹿幹夫君 | 10番 | 須合一嘉君 |

事務局職員出席者

| | | | |
|------|------|----|------|
| 主幹 | 大木利貞 | 主査 | 米元光二 |
| 主任主事 | 岡嶋晃貴 | | |

地方自治法第121条の規定による出席者

執行部

| | | | |
|-------|-------|------|-------|
| 組合長 | 太田安規君 | 副組合長 | 佐藤晴彦君 |
| 会計管理者 | 太田邦子君 | | |

消防組合

| | | | |
|--------|---------|-------------|-------|
| 消防長 | 佐久間三喜男君 | 総務課長 | 伊藤幸夫君 |
| 警防課長 | 飯田政彦君 | 予防課長 | 加瀬 智君 |
| 匝瑳消防署長 | 大木良章君 | 横芝光 消防署長 | 根本 勉君 |

△開会の宣告（午前10時00分）

○副議長（庄内賢一君） おはようございます。

地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が議長の職務を行います。

ただいまの出席議員数は10名であります。よって定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより匝瑳市横芝光町消防組合議会令和3年3月定例会を開会いたします。

△開議の宣告

○副議長（庄内賢一君） 直ちに本日の会議を開きます。

△議席の指定

○副議長（庄内賢一君） なお、本組合議会は匝瑳市議会選出1号議員2名の方が選出されております。

日程第1、議席の指定を行います。

会議規則第3条第2項の規定により、ただいま改選議員が着席されている席を本議席と指定します。

△新規選出議員の紹介

○副議長（庄内賢一君） 議案審議前に匝瑳市議会選出の1号議員のうち2名の方が、新たに選出されておりますので御紹介いたします。

議席番号1番石田加代君。

〔議員自己紹介〕

○副議長（庄内賢一君） 議席番号4番宮内康幸君。

〔議員自己紹介〕

△議長の選挙

○副議長（庄内賢一君） 日程第2、これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は投票、指名推選のいずれの方法にいたしますか。

御発言をお願いいたします。

川島 仁。

◆7番議員（川島仁君） 選挙の方法は指名推選とし、慣例により匝瑳市の1号議員より選出し
てはいかがでしょうか。

お諮り願います。

○副議長（庄内賢一君） ただいま、川島 仁君から指名推選により匝瑳市の1号議員から選出
してはいかがか、との声がありました。

お諮りいたします。

選挙の方法については、指名推選により匝瑳市の1号議員から選出することに御異議ありませ
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（庄内賢一君） 御異議ないものと認めます。

よって、議長を匝瑳市の1号議員より選出することと決しました。

暫時休憩いたします。

〔別室推選〕

△午前10時03分 休憩

△午前10時06分 再開

○副議長（庄内賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

御発言をお願いいたします。

宮内康幸君。

◆4番議員（宮内康幸君） 匝瑳市市会議員で協議した結果、山崎 等君を議長と推挙すること
で決定いたしましたので御報告いたします。

○副議長（庄内賢一君） ただいま山崎 等君が指名されました。

議長の当選人に定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（庄内賢一君） 御異議ないものと認めます。

山崎 等君が議長に当選されました。

△告知

○副議長（庄内賢一君） ただいま、議長に当選されました、山崎 等君が議場におられますので
で会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

山崎 等君が議長に当選されました。

告知を終わります。

ここで議長に当選されました、山崎 等君から当選受諾の御挨拶をお願いいたします。

山崎 等君。

○新議長（山崎 等君） 匝瑳市議会議員の山崎 等でございます。

ただいま、皆様方の御推挙をいただきまして消防組合議長に就任することとなりました。

もとより浅学非才の身ではございますが、皆様の御協力をいただきまして、議長の任を務めさせて
いただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○副議長（庄内賢一君） 議長当選受託の挨拶が終わりました。

これをもって、議長の職務は全部終了いたしました。

皆様方の御協力に感謝申し上げまして、ここで議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

△午前10時08分 休憩

△午前10時09分 再開

○議長（山崎 等君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議席の一部変更

○議長（山崎 等君） 日程第3、議席の一部変更を行います。

会議規則第3条第3項の規定により議席の一部を変更いたします。

栗田剛一君の議席を1番に、石田加代君の議席を2番に変更することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 等君） 御異議ないものと認めます。

よって議席の一部をそのように変更することに決しました。

暫時休憩いたします。

△午前10時09分 休憩

△午前10時10分 再開

○議長（山崎 等君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△会期の決定

○議長（山崎 等君） 日程第4、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期については、日程表（案）のとおり、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 等君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は日程表（案）のとおり本日1日限りと決定いたしました。

△会議録署名議員の指名

○議長（山崎 等君） 日程第5、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第79条の規定により、議長において、5番議員、林 勝也君、8番議員、庄内賢一君の両名を指名いたします。

会議録署名議員

5番議員 林 勝也君

8番議員 庄内賢一君

△説明員として通知のあった者の報告

○議長（山崎 等君） 次に本定例会に地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、御手元に配布いたしました印刷物のとおりであります。

△報告（第1号）・議案（議案第1号－議案第6号）の上程

○議長（山崎 等君） 組合長から議案の送付がありこれを受理いたしましたので、御報告いたします。

日程第6、日程にしたがいまして、報告第1号及び議案第1号から議案第6号までを一括上程し、議題といたします。

△組合長提案理由の説明

○議長（山崎 等君） 日程第7、太田組合長に提案理由の説明を求めます。

太田組合長。

◎組合長（太田安規君） 皆さん、おはようございます。

本日、匝瑳市横芝光町消防組合議会令和3年3月定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り心から感謝申し上げます。

また、日ごろより消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力をいただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提案いたします案件は、報告1件、議案6件でございますが提案理由の御説明を申し上げる前に組合長といたしまして所信の一端を申し述べさせていただきます。

近年、我が国は豪雨、台風、地震など、気象変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化にさらされております。

昨年には、令和2年7月豪雨により、熊本県を中心に九州や中部地方などにかけて集中豪雨が発生し甚大な被害を被ったところであります。

さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が甚大であり、これまで経験したことのない国難とも言える局面に直面し世界各国でも住民生活や経済活動に甚大な影響をもたらしております。

当組合といたしましても、より一層の感染症対策や防災対策にも万全を期してまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス関連の報道が日々、大きく報じられておりますがその他の災害にも注視が必要であります。

特に、今後発生が危惧されております首都直下型地震や南海トラフ地震等の大規模災害への対応も重要であり、関係機関と連携した対策を推進し、万全を期してまいりたいと考えております。

今後も、職員が一致団結し災害対応能力の強化、資機材等の整備、救急体制の充実を目指し、日々のたゆまぬ努力を継続していくとともに、きめ細かな消防行政を推進していくため、令和3年度の重点目標を次の3点といたしました。

1点目として、防災拠点である消防庁舎建設の整備に関し、構成市町と協議を継続的に重ね、推進してまいりたいと考えております。

2点目として、激甚化する災害に備えるとともに、新型コロナウイルス感染症対策にも万全を期し関係機関との連携強化にも努めてまいります。

3点目として、消防力の基盤強化のため、既設の消防水利の維持管理、消防車両等を計画的に更新し、基盤強化に努めてまいりたいと考えております。

なによりも管内住民が安心・安全に暮らせるようまた、より一層信頼される消防組織を目指し、総力を挙げて取り組んでまいる所存でありますので、議員各位の御指導、御協力を重ねてお願い申し上げます。

本日は、報告1件と議案6件を予定しておりますが、令和3年度当初予算につきましては、限られた財源の効率的な配分とより効果的な、消防行政の運営を図る観点から編成いたしましたところでございます。

それでは、ただ今から提案理由を申し上げます。

報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

本件は、災害出動中における消防自動車の物損事故等について、地方自治法第292条の規定により準用する同法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、一般職員の期末手当の支給割合を改正するにあたり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により令和2年11月30日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めため提案いたしました次第であります。

議案第2号 令和3年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について

本案は令和3年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算を11億6,432万9,000円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第 3 号 令和 3 年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦について

本案は、匝瑳市横芝光町消防組合規約第 12 条第 2 項の規定により、分担金負担割合を定めるため提案いたしました次第であります。

議案第 4 号 令和 2 年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第 3 号）について

本案は歳入歳出それぞれ 2,092 万 1,000 円を減額し、令和 2 年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算の総額を歳入、歳出をそれぞれ 10 億 2,417 万 8,000 円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第 5 号 匝瑳市横芝光町消防組合職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

本案は新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給する特例を定めるとともに、所要の条文の整備をいたしたく提案いたしました次第であります。

議案第 6 号 匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

本案は総務省消防庁の通知に基づき、急速充電設備の全出力の上限の拡大に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する規定を改正いたしたく提案いたしました次第であります。

以上をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。

慎重に御審議をいただき、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎 等君） 太田組合長の提案理由の説明が終わりました。

△報告第 1 号の内容説明、質疑

○議長（山崎 等君） 日程第 8、これより審議に入ります。

報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）を議題といたします。

事務局の内容説明を求めます。

伊藤総務課長。

◎総務課長（伊藤幸夫君） それでは報告第 1 号損害賠償の額の決定及び和解について御説明をいたします。

本件は、公有自動車であります消防自動車が災害出動中において、物損事故が発生、また、公用自動車であります事務連絡車を後退させた際、軽乗用車と接触する物損事故が発生したものであり、損害賠償額の決定及び和解が成立いたしましたので、報告するものであります。

消防自動車の事故内容といたしましては、令和2年9月22日、午後2時28分頃、横芝光町古川地先の災害事案に向かう途上に、横芝光消防署の水槽車が、当該現場付近の狭隘な道路上のT字路で誘導員をつけ左折した際、確認不足により車両後部右側が当該住宅の外壁と接触してしまい、塗装を施してあるコンクリート壁にキズを負わせてしまった物損事故であります。

また、公用自動車である事務連絡車の事故内容といたしましては、令和2年11月29日、午前7時30分頃、横芝光町横芝消防署敷地内において、事務連絡車を後退させる際、確認不足により後方に停車していた軽乗用車と接触してしまい、軽乗用車が損傷を受けた物損事故であります。

過失割合に関しましては、両事案に関しまして100・0で当消防組合の過失が100であり、壁の修繕費用の全額2万7,500円、また軽乗用車の修繕費用の7万2,380円を損害賠償金として支払うことで、両者と示談が成立したものであります。

示談日に関しましては、消防車両に関する物損事故につきましては、令和2年10月29日、事務連絡車に関する物損事故につきましては、令和3年1月19日であり、損害賠償金につきましては、全額共済保険にて賄っております。

以上で説明を終わります。

○議長（山崎 等君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。質疑はございませんか。

栗田剛一君。

◆1番議員（栗田剛一君） ただいまの御報告によりますと、いつも事故の報告があると感じますが、匝瑳市の道路は消防車が大きくなっているのです、消防車が十分に活動できる広い道路がほとんどありません。

横芝光町においても私が知る限りでは、旧光町の道路は広がってきていますが、旧横芝町も道路はまだ狭いです。

これから消防車も大きくなってくるような状況なので市道も、緊急自動車が入れるような道路整備を早急にしていただきたいと思います。

○議長（山崎 等君） 太田安規君。

◎組合長（太田安規君） 日々、道路行政も変化しているところであります。

道路環境の整備につきましては、市町に要望したいと思っております。

○議長（山崎 等君） 栗田剛一君。

◆1番議員（栗田剛一君） 組合長は匝瑳市の市長であります。

必ずお願いします。

○議長（山崎 等君） 他に質疑はございませんか。

秋鹿幹夫君。

◆9番議員（秋鹿幹夫君） 消防車両に誘導員を配置して左折した時に後方をぶつけてしまったと認識しましたが、その誘導員自身は車両の特性を理解していたのでしょうか。

また、後退して接触した車両に関してはドライバー1名だけだったのか、それと共済保険を利用した場合に等級が上がってしまうのかこの3点をお願いします。

○議長（山崎 等君） 伊藤総務課長。

◎総務課長（伊藤幸夫君） ただいまの質問についてお答えいたします。

誘導員は車両の構造と状況を良く理解していたかの質問ですが、車両を誘導する職員はまだ、機関員の資格をもっていない比較的、若い隊員が乗車することが多いので大型の車両になりますと、右左折の場合に後部がオーバーハングの状態になる事を深くは理解していなかったのではないかと思います。

また、2つ目の質問ですが、事務連絡車ですので1名で乗車しており、停車していた車両にはだれも乗車していませんでした。

また、保険料につきましては、毎月の保険料が上がるといったことはありません。

○議長（山崎 等君） 秋鹿幹夫君。

◆9番議員（秋鹿幹夫君） 分かりました。

誘導員は内輪差を分かっていたと思いますが、長い車両になれば後輪から後方も右左折すれば外側に出ることなど、車両の特性を理解していなかったのではないかと、というお答えでしたのでその辺の教育からしっかり教育させた方が良いのではないのでしょうか。

事務連絡車は誘導員は付けられなかったのか、その辺の状況を確認したかったので質問させていただきます。

誘導者の教育に関して何かありましたらお願いいたします。

○議長（山崎 等君） 伊藤総務課長。

◎伊藤総務課長（伊藤幸夫君） ただいま、秋鹿議員から御指摘があったとおり今後、若い職員に関しましても車両等の教育また、安全運転に十分気を付けるよう今後指導を続けていきたいと思っております。

○議長（山崎 等君） 他に質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 等君） 質疑がないようですので、これをもって報告第1号の質疑を打ち切りま
す。

△議案第1号の内容説明、質疑

○議長（山崎 等君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

伊藤総務課長。

◎総務課長（伊藤幸夫君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について）について御説明いたします

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ一般職員の期末手当の支給割合を改正す

るものであります。

令和2年度人事院勧告では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等を考慮し、ボーナスの引き下げが勧告され、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の0.05月分が引き下げとなったものであります。

以上で議案第1号の説明を終わります。

○議長（山崎 等君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 等君） 質疑がないようですので、これをもって議案第1号の質疑を打ち切りま
す。

△議案（第2号―第3号）の内容説明、質疑

○議長（山崎 等君） 議案第2号及び議案第3号は関連性がございますので、一括議題として
審議に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 等君） 御異議ないものと認め、議案第2号 令和3年度匝瑳市横芝光町消防組
合一般会計予算について、及び議案第3号 令和3年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町分
賦についてを一括議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

佐久間消防長。

◎消防長（佐久間三喜男君） 始めに、議案第2号 令和3年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会
計予算について、御説明いたします。

御手元の、予算書の1ページをお開きください。

令和3年度 匝瑳市横芝光町消防組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、11億6,432万9,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2千万円と定める。

令和3年2月9日提出

匝瑳市横芝光町消防組合

組合長 太田安規

続きまして、9ページをお開きください。

初めに、歳入から御説明いたします。

1款 分担金及び負担金は、本年度予算額10億7,148万9,000円、前年度予算額9億7,968万6,000円で、対前年度比較では9,180万3,000円の増額となります。

増額の理由につきましては、人件費及び公債費の増額それと、横芝光消防署建設事業費の計上によるものです。

予算額に占める分担金の割合は、92.02%になります。

なお、分担金の市町別については、匝瑳市6億1,454万9,000円、横芝光町3億9,135万7,000円、横芝光町が負担する特別分担金6,558万3,000円となります。

2款 使用料及び手数料のうち、1項 使用料は、本年度予算額1,000円で、前年度と同額です。

2項 手数料は、本年度予算額40万円で、前年度と同額です。これは、消防関係の許認可手数料です。

3款 国庫支出金は、本年度予算額1,026万円、前年度予算額は1,000円で、対前年度比較では1,025万9,000円の増額です。これは、災害対応特殊消防ポンプ自動車の更新に伴う緊急消

防援助隊設備整備費補助金です。

つづいて、10 ページをお開きください。

4 款 県支出金は、本年度予算額 31 万 9,000 円、前年度予算額は 1,000 円で、対前年度比較では 31 万 8,000 円の増額です。

これは、東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴う、消防・救急体制整備費補助金です。

5 款 繰越金は、本年度予算額 100 万円で、前年度予算額と同額です。

6 款 諸収入のうち、1 項 組合預金利子は、本年度予算額 1 万円で、前年度と同額です。

2 項 雑入は、本年度予算額 85 万円で、前年度予算額と同額です。これは、保険事務手数料などでございます。

つづきまして、11 ページをご覧ください。

7 款 組合債は、本年度予算額 8 千万円、前年度予算 4,780 万円で、対前年度比較では 3,220 万円の増額です。

起債の内容は、災害対応特殊消防ポンプ自動車の更新及び横芝光消防署庁舎建設事業です。

7 ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書 1 総括 歳入の合計は、本年度予算額 11 億 6,432 万 9,000 円、前年度予算額 10 億 2,974 万 9,000 円で、対前年度比較では、1 億 3,458 万円の増額です。

次に、歳出につきまして御説明いたします。

12 ページをお開きください。

1 款 議会費は、本年度予算額 13 万 3,000 円で、前年度予算額と同額です。これは、議員報酬などです。

2 款 総務費のうち、1 項 総務管理費は、本年度予算額 5 万 3,000 円で、前年度予算額と同額です。これは、正副組合長の給料などです。

2 項 監査委員費は、本年度予算額 3 万円で、前年度予算額と同額です。監査委員報酬などです。

3 款 消防費、1 項 消防費のうち 1 目 常備消防費は、本年度予算額 9 億 6,720 万 2,000 円、前年度予算額 9 億 5,908 万 2,000 円で、対前年度比較では 812 万円の増額です。

それでは、右側の、節及び説明欄をご覧ください。

1 節 報酬は、5 万 4,000 円で特別職の報酬です。

2 節 給料は、一般職 109 人分及び会計年度任用職員 1 人分の給料の合計で、4 億 891 万 2,000 円です。

3 節 職員手当等は、2 億 8,546 万 9,000 円で、内容につきましては説明欄に記載のとおりで

す。

4節 共済費は、1億6,541万5,000円で、内容につきましては説明欄に記載のとおりです。

第2節から第4節までは、人件費となりますが総予算額に占める人件費の割合は、73.84%となります。

次に、7節 報償費は、11万円で、これは、防火ポスター展表彰記念品などです。

8節 旅費は、113万3,000円で、普通旅費50万3,000円、研修旅費63万円です。

9節 交際費は、12万円です。

10節 需用費は、4,068万3,000円で、その主なものは職員被服費、救助用・救急用などの消耗品費が、1,900万4,000円、燃料費が、699万6,000円、光熱水費が、625万2,000円、修繕料が、797万5,000円です。

14ページをお開きください。

11節 役務費は、690万3,000円で、内容につきましては、説明欄に記載のとおりです。

15ページをご覧ください。

12節 委託料は、1,257万2,000円で、その主なものは、職員健康診断委託料174万1,000円、消防支援情報システム保守委託料53万9,000円、消防用無線設備保守委託料186万1,000円などです。

16・17ページをお開きください。

13節 使用料及び賃借料は、1,513万7,000円で、その主なものは、人事給与システム借上料111万1,000円、例規集データシステム借上料150万7,000円、ネットワークシステム借上料673万2,000円などです。

17節 備品購入費は、501万8,000円で、その主なものは、消防用ホースなどの警防関係備品として、39万1,000円、公用車の購入などの庶務関係備品として、246万4,000円、潜水器具などの救助関係備品として、154万1,000円、複合ガス検知器などの予防関係備品として、30万3,000円、オリパラ関係応援資機材として、31万9,000円です。

18節 負担金、補助及び交付金は、2,502万1,000円で、その主なものは、千葉県消防学校研修負担金、18・19ページをお開きください。

消防大学校入校負担金、救急救命士研修負担金、ちば消防共同指令センター運営経費負担金、消防救急無線設備維持管理費用負担金などがございます。

20・21ページをお開きください。

26節 公課費は、65万5,000円で、自動車重量税14台分です。

つづきまして、2目 消防施設費は、本年度予算額1億6,148万3,000円、前年度予算額5,

133万5,000円で、対前年度比較では1億1,014万8,000円の増額です。

右側の、節及び説明欄をご覧ください。

12節 委託料は、4,015万円で、これは、横芝光消防署建設工事設計業務委託料3,355万円、横芝光消防署建設工事監理業務委託料660万円です。

14節 工事請負費は、7,333万3,000円で、これは、横芝光消防署建設工事費です。

17節 備品購入費は、4,800万円で、これは、災害対応特殊消防ポンプ自動車の更新です。

以上、3款 消防費の合計は、本年度予算額 11億2,868万5,000円、前年度予算額10億1,041万7,000円で、対前年度比較では、1億1,826万8,000円の増額です。

続きまして、4款 公債費 1項 公債費のうち、1目 元金は、本年度予算額3,032万5,000円、前年度予算額1,400万円で、対前年度比較では、1,632万5,000円の増額です。これは、長期債元金償還金です。

2目 利子は、本年度予算額10万3,000円、前年度予算額11万6,000円で、対前年度比較では、1万3,000円の減額です。これは、長期債利子償還金です。

4款 公債費の合計は、本年度予算額3,042万8,000円、前年度予算額1,411万6,000円で、対前年度比較では、1,631万2,000円の増額です。

次に、5款 予備費は、本年度予算額500万円で、前年度予算額と同額です。

それでは、8ページにお戻りください。

以上、歳出の合計は、本年度予算額11億6,432万9,000円、前年度予算額10億2,974万9,000円で、対前年度比較では1億3,458万円の増額です。

続きまして、継続費について、御説明いたします。

32ページをお開きください。

3款 消防費 1項 消防費のうち、横芝光消防署建設工事設計業務委託につきましては、令和2年度から令和3年度の2か年継続事業で、委託料の総額は、4,840万円、うち、令和3年度の支出予定額は、3,355万円、継続費の総額に対する進捗率は、69・3パーセントとなっております。

続きまして、横芝光消防署庁舎建設事業は、令和3年度から令和5年度の3か年継続事業で、事業費の総額は、10億8,735万円、うち、令和3年度の支出予定額は、7,993万3,000円となっており、継続費の総額に対する進捗率は、7.3パーセントです。

続いて、33ページをご覧ください。

地方債の見込み額について、御説明いたします。

地方債は、普通債でございます。

前前年度末 現在高は、1億1,707万5,000円、前年度末、現在高見込額は、1億4,867万5,000円、当該年度中の起債見込額は、8,000万円で、当該年度中元金償還見込額は、3,032万5,000円となり、当該年度末現在高見込額は、1億9,835万円となります。

続きまして、議案第3号 令和3年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦について、説明いたします。

別綴りの、令和3年度分担金一覧表をご覧ください。

はじめに、一般分担金から御説明いたします。

別表2、令和3年度一般分担金算出表をご覧ください。

常備消防費の合計は10億5,084万6,000円、これから、特定財源と一般財源を差し引いた金額10億590万6,000円が一般分担金となります。

この金額に、別表4及び、別表5で算出した、各市町の負担割合を乗じて算出した金額が、匝瑳市6億1,454万9,000円、横芝光町3億9,135万7,000円となり、各市町別の一般分担金となります。

続いて、特別分担金でございますが、別表3、令和3年度特別分担金算出表を御覧ください。

横芝光消防署庁舎建設事業費1億1,348万3,000円、この内訳といたしましては、下段の備考欄2に記載のありますとおり、(1)横芝光消防署建設工事設計業務委託料3,355万円、(2)横芝光消防署建設工事監理業務委託料660万円、(3)横芝光消防署建設事業費7,333万3,000円。

特定財源といたしましては、地方債4,790万円を予定しており、総事業費から特定財源を差し引いた金額、6,558万3,000円が、横芝光町から御負担をいただく特別分担金となります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（山崎 等君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

ここで質疑については、ページ数を添えての質疑ということで御協力をお願いします。

質疑を許します。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 等君） 質疑がないようですので、これをもって議案第2号及び議案第3号の質疑を打ち切ります。

△議案第4号の内容説明、質疑

○議長（山崎 等君） 議案第4号 令和2年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

伊藤総務課長。

◎総務課長（伊藤幸夫君） 議案第4号 令和2年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

御手元の議案第4号の補正予算書の1ページをお開きください。

令和2年度 匝瑳市横芝光町消防組合の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,092万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,417万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月9日提出

匝瑳市横芝光町消防組合

組合長 太田安規

補正予算書の、5ページをお開きください。

歳入から御説明いたします。

1款の分担金及び負担金は、補正前の額9億9,453万6,000円、補正額4,361万1,000円の減額で、9億5,092万5,000円であります。

4款の県支出金は、補正前の額1,000円、補正額34万1,000円の増額で、34万2,000円であります。

5款の繰越金は、補正前の額150万円、補正額2,234万9,000円の増額で、2,384万9,000円であります。

以上、歳入合計は、補正前の額10億4,509万9,000円、補正額2,092万1,000円の減額で、10億2,417万8,000円となります。

次に、歳出について御説明いたします。

3款の消防費は、補正前の額10億2,576万7,000円、補正額2,092万1,000円の減額で、10

億 484 万 6,000 円であります。

以上、歳出合計は、補正前の額 10 億 4,509 万 9,000 円、補正額 2,092 万 1,000 円の減額で、10 億 2,417 万 8,000 円となります。

続いて、6 ページをお開き願います。

歳入の内訳について、御説明いたします。

1 款 分担金及び負担金、1 目 分担金は、補正前の額 9 億 9,453 万 6,000 円、補正額 4,361 万 1,000 円の減額で、9 億 5,092 万 5,000 円であります。

補正額 4,361 万 1,000 円の減額につきましては、匝瑳市 2,635 万 1,000 円の減額、横芝光町 1,726 万円の減額となります。

4 款 県支出金、1 目 県補助金は、補正前の額 1,000 円、補正額 34 万 1,000 円の増額で 34 万 2,000 円であります。

こちらの補助金につきましては、東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う応援資機材購入補助金であります。

5 款 繰越金、1 目 繰越金は、補正前の額 150 万円、補正額 2,234 万 9,000 円の増額で、2,384 万 9,000 円であります。

次に、歳出の内訳について、御説明いたします。

7 ページをご覧ください。

3 款 消防費のうち、1 目 常備消防費は、補正前の額 9 億 5,958 万 2,000 円、補正額 2,092 万 1,000 円の減額で、9 億 3,866 万 1,000 円であります。減額の主な要因のうち、2 節給料に關しましては、途中で職員の退職者が発生したこと、また、3 節手当に關しましては新型コロナウイルス感染症の影響により、予定しておりました事業等が中止となったことなどが主な要因であります。

合わせて 8 ページ・9 ページもご覧いただきまして。

歳出合計、補正前の額 10 億 2,576 万 7,000 円、補正額 2,092 万 1,000 円の減額で 10 億 484 万 6,000 円と補正するものであります。

以上で、議案第 4 号の内容説明を終わります。

○議長（山崎 等君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 等君） 質疑がないようですので、これをもって議案第4号の質疑を打ち切りま
す。

△議案第5号の内容説明、質疑

○議長（山崎 等君） 次に、議案第5号 匝瑳市横芝光町消防職員特殊勤務手当支給条例の一
部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

伊藤総務課長。

◎総務課長（伊藤幸夫君） 議案第5号 匝瑳市横芝光町消防組合特殊勤務手当支給条例の一部
を改正する条例の制定について御説明いたします。

本案は、特殊勤務手当の特例に関する人事院規則の一部改正を受け、新型コロナウイルス感染
症対策に従事した職員に対し、防疫等作業手当の特例を措置するものであります。

作業内容の要件といたしましては、新型コロナウイルス感染症から国民の生命・健康を保護す
るため緊急に行われた措置に係る作業に従事した場合に対象となります。

手当額といたしましては、作業に従事した日1日につき、3,000円、新型コロナウイルス感染
症の患者、若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又は長時間にわたり行う作業等に従事し
た場合に4,000円と定めております。

消防業務で考えられる作業といたしましては、救急隊に関しては病院に搬送まで長時間接して
おりますので、4,000円、救急隊の活動を現場でサポートする、支援隊の隊員には3,000円の支
給を見込んでおります。

また、特殊勤務手当支給条例の第2条第3号整備手当を削り、別表の備考第3中の中型自動車
の次に及び準中型自動車を加えたものであります。

以上で議案第5号の説明を終わります。

○議長（山崎 等君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。 質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 等君） 質疑がないようですので、これをもって議案第5号の質疑を打ち切りま
す。

△議案第6号の内容説明、質疑

○議長（山崎 等君） 議案第6号 匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条
例の制定についてを議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

加瀬予防課長。

◎予防課長（加瀬 智君） それでは、議案第6号 匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一
部を改正する条例の制定について御説明いたします。

本案は、総務省消防庁の通知に基づくもので、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対
象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令によ
り、急速充電設備の全出力の上限が拡大されました。

これに伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目も改正されたことから、
匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正するものでございます。

概要といたしまして現行の急速充電設備は、全出力の上限が50キロワット以下と定められてい
ますが、その上限を200キロワットまで拡大し、併せて火災予防上必要な措置を定めるため、所要
の規定の整備を行うものでございます。

以上で議案第6号の説明を終わります。

○議長（山崎 等君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。 質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 等君） 質疑がないようですので、これをもって議案第6号の質疑を打ち切りま
す。

△議案（第1号—第6号）に対する討論

○議長（山崎 等君） 日程第9、これより討論に入りますがただいまのところ討論の通告がありません。

討論を省略してこれより採決に入ります。

△議案（第1号—第6号）に対する採決

○議長（山崎 等君） 日程第10、これより議案の採決をいたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匠瑛市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について）、本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（山崎 等君） 挙手全員、賛成全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

議案第2号 令和3年度匠瑛市横芝光町消防組合一般会計予算について、本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（山崎 等君） 挙手全員、賛成全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 令和3年度匠瑛市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦について、本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（山崎 等君） 挙手全員、賛成全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 令和2年度匠瑛市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（山崎 等君） 挙手全員、賛成全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 匝瑳市横芝光町消防組合職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（山崎 等君） 挙手全員、賛成全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（山崎 等君） 挙手全員、賛成全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

△議長の挨拶

○議長（山崎 等君） お諮りいたします。

本定例会に付議された事件は全て議了されました。よってこれにて閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 等君） 御異議ないものと認めます。

ここで一言御挨拶申し上げます。

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和3年3月定例会にあたり、長時間にわたる慎重な御審議、御理解ある御協力をいただきましたことに対し深く感謝申し上げます。

皆様方におかれましては御自愛の上、一層の御活躍をされますことを御祈念申し上げ御挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

なお、消防職員につきましては、コロナ禍において最後の砦となる働きに、この場をお借りし

て感謝を申し上げます。

△閉会の宣言

○議長（山崎 等君） これにて、匝瑳市横芝光町消防組合議会令和3年3月定例会を閉会いたします。

御苦勞様でした。

△午前11時21分 閉会